

令和4年度

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター 事業概要

市長室

目 次

I	財団設立の趣旨	-----	1
II	財団の概要		
1	名 称	-----	1
2	所 在 地	-----	1
3	設 立 年 月 日	-----	1
4	基 本 財 産	-----	1
5	機 構 及 び 職 員 数	-----	2
6	評 議 員 ・ 役 員 等	-----	3
III	定 款	-----	4
IV	令和3年度事業報告		
1	事 業 報 告	-----	13
2	事業別収支計算書	-----	32
3	正味財産増減計算書	-----	33
4	貸 借 対 照 表	-----	34
5	財 産 目 録	-----	35
6	事業別収入明細書	-----	36
7	事業別支出明細書	-----	37
8	収 支 計 算 書	-----	38
	(参考)R元～R3年度財務状況	-----	39
V	令和4年度事業計画		
1	事 業 計 画	-----	40
2	経営改善の取組み状況	-----	49
3	事業別予定収支計算書	-----	50
4	予定正味財産増減計算書	-----	51
5	予定貸借対照表	-----	52
6	事業別予定収入明細書	-----	53
7	事業別予定支出明細書	-----	54
8	収 支 予 算 書	-----	55

I 財団設立の趣旨

神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター

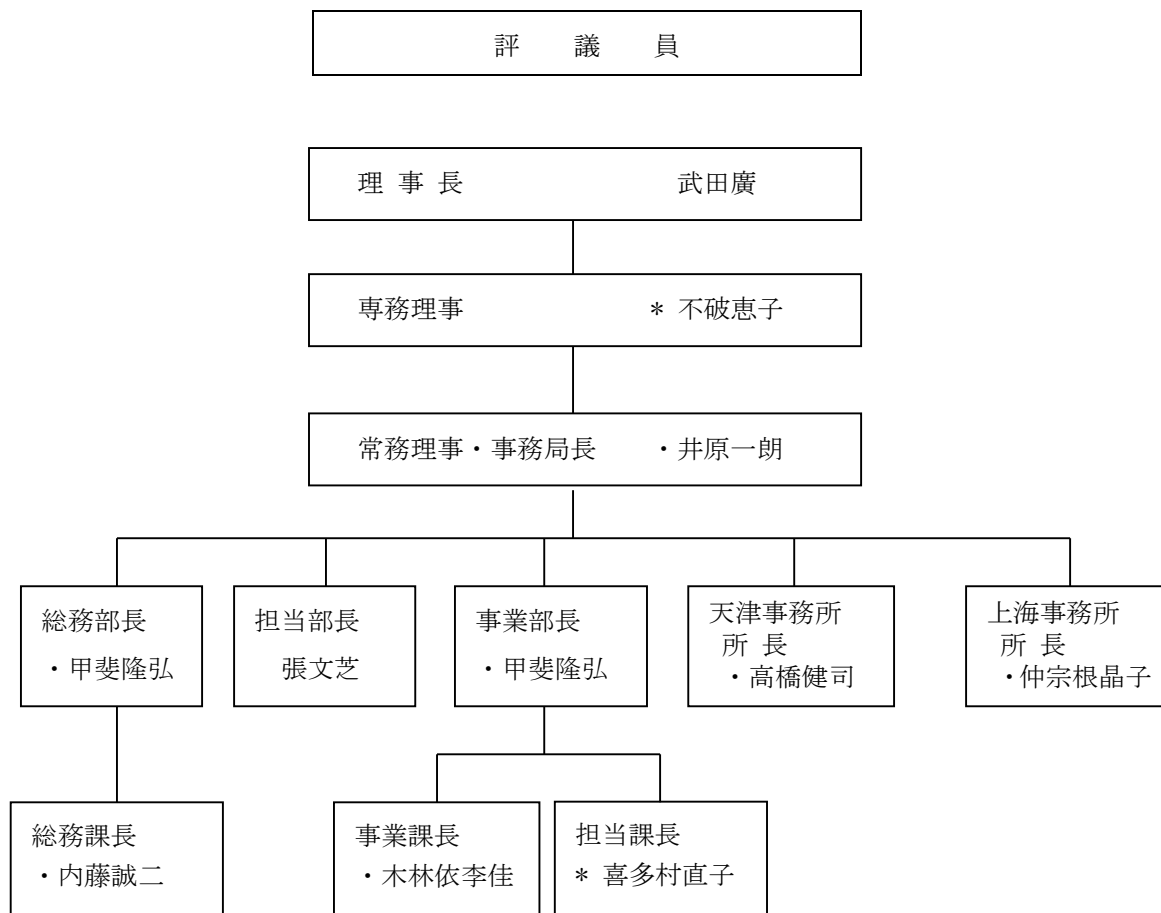
- 2 所 在 地 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号
アスタくにつか1番館南棟4階

- 3 設立年月日 平成5年7月14日
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日

- 4 基本財産 300,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 *は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和4年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総 務 部	2 (1)	1 (1)	3	6 (2)
事 業 部	総務部長兼務	2 (2)	8	10 (2)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
上海事務所	1 (1)			1 (1)
計	4 (3)	3 (3)	11	18 (6)

(注) ()は神戸市派遣職員内書 (再任用職員を含む)。臨時職員を除く。

6 評議員・役員等

令和4年7月1日現在

評議員（7名）

役職名	氏名	現職名
評議員	横川 太	公益財団法人兵庫県国際交流協会専務理事
評議員	キラン S. セティ	在日米国商工会議所特別顧問
評議員	木村 出	独立行政法人国際協力機構関西センター所長
評議員	増田 匡	神戸市市長室長
評議員	林 芳樹	神戸新聞社特別編集委員兼論説顧問
評議員	室崎 益輝	公立大学法人兵庫県立大学名誉教授
評議員	吉井 昌彦	国立大学法人神戸大学大学院経済学研究科教授

理事（9名）・監事（2名）

役職名	氏名	現職名
理事長	武田 廣	公立大学法人神戸市外国語大学理事長
副理事長	井上 典之	国立大学法人神戸大学大学院法学研究科教授
専務理事	不破 恵子	神戸市市長室担当部長
常務理事	井原 一朗	神戸市市長室担当部長
理事	井上 真二	公益財団法人神戸YMCA総主事
理事	草薙 真一	公立大学法人兵庫県立大学政策科学研究所所長・教授
理事	林 範彦	公立大学法人神戸市外国語大学教授
理事	村元 四郎	公益社団法人兵庫工業会副会長
理事	山下 淑子	神戸市婦人団体協議会理事
監事	飯塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所所長
監事	平岡 靖敏	神戸商工会議所産業部参事役

Ⅲ 定款

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

IV 令和3年度事業報告

1 事業報告

神戸市が国際都市としてさらなる発展を続けていくため、今後の国際交流施策に関する指針として平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び平成30年3月に策定した当財団の中期経営計画に基づき、①市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、②留学生支援事業、③開発途上国に対する国際協力事業及び④海外事務所の運営事業を重点として各種事業を推進した。

令和3年度は、外国人市民への支援を拡充するため、当財団の名称を外国人市民等の認知度が高い「神戸国際コミュニティセンター」に変更するとともに、事務所を新長田に移転し、併せて三宮・御影に「にほんごプラザ」を新設した。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施した。

(1) 情報提供・相談など総合窓口の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流・多文化共生などを実施する団体への貸会議室の提供などを行った。

(令和3年10月1日まで)

○所在地 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14

神戸商工貿易センタービル2F

○開館時間 平日 10:00～20:00 土曜日 10:00～17:00

日曜日・祝日及び年末年始(12/28～1/3)は休館

(令和3年10月4日以降)

	新長田 (KICC 本部)	三宮にほんごプラザ	御影にほんごプラザ
所在地	神戸市長田区腕塚町5丁目 3-1 アスタくにつか1番館南棟	神戸市中央区御幸通6丁目 1-12 三宮ビル東館5階	神戸市東灘区御影本町6丁目 15-22 (御影市場「旨水館」内)
開館時間	【交流スペース】 平日：10:00～20:00 土日：10:00～18:00 【相談窓口】 平日：10:00～17:00	平日：10:00～20:00 土：10:00～18:00	平日：10:00～20:00 土日：10:00～18:00
開館日	【交流スペース】 令和3年10月16日 【相談窓口】 令和3年10月4日	令和3年10月5日	令和3年10月12日

ア. 情報提供・案内事業

①ホームページにおける多言語情報の発信

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供した。

- 提供内容 神戸市内の多言語で相談できる各種窓口、外国人支援団体等に関する情報、行政情報（健康保険、子育て、教育、各種行政手続き等）、一般的な生活情報（電気・ガス・水道、ゴミ出し）等

②図書コーナー・情報提供コーナー

神戸国際コミュニティセンター内にて、(i)日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍や海外の新聞・雑誌を自由に閲覧できる図書コーナー、(ii)当財団が主催・共催する事業や民間の国際協力・国際交流団体等の行事及び行政情報等を利用者に知らせる掲示板、(iii)行政や各種国際交流・協力団体の広報物等を置くスペース（ラック）を設置するとともに、(iv)フリーWi-Fi サービスも提供して、幅広く情報提供を行った。

- 図書 日本語学習、日本文化紹介等 約1,700冊
- 雑誌 2か国の海外発行フリーペーパー 2誌

○新聞 3言語 4紙

③メールマガジンの配信

K I C C日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信した。

○配信実績 13回

イ. 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

①窓口及び電話等による情報提供

外国人市民等からの様々な問い合わせに対して、生活情報の提供などの対応を行った。

○利用実績 1,671件

②生活相談

窓口及び電話等で外国人市民の日常的な相談を受け、生活情報を提供した。

○対応言語 11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

○多言語相談曜日

相談言語 \ 曜日	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスや、ポケットーク（携帯型翻訳機、82言語）などにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

○利用実績 846件（情報提供1,671件の内数）

③専門相談

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施した。

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

○利用実績 23件

・大阪出入国在留管理局神戸支局職員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施した。

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

○利用実績 10件

④外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

神戸市内及び近郊で外国人市民の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術向上のため、専門家の講義を開催するとともに情報交換を行った（令和4年3月時点で14団体が参加）。

開催年月	テーマ	講師
令和3年6月	就学前児童への発達障害支援について	ひょうご発達障害支援センター クローバー 相談支援員
令和3年9月	社会福祉協議会～事業内容および外国人対応の現状と課題～	神戸市社会福祉協議会 地域支援部長 他
令和4年1月	外国人技能実習制度・特定技能制度について	Rights of Immigrants Network in Kansai 事務局長
令和4年3月	神戸市の新型コロナウイルス感染症対策について	神戸市健康局保健所 感染症担当課長

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業

区役所等に日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民が来庁した際に、区役所等の職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・K I C C職員による三者通話）を実施した。

○対応言語 10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、

フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、
ポルトガル語、タイ語)

○利用実績 170 件（生活相談 846 件の内数）

②同行通訳事業

日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民が、区役所や市内の公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料で派遣する同行通訳（事前予約制）を実施した。

○対応言語 10 言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、
フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、
ポルトガル語、タイ語）

○利用実績 11 件

③行政情報の多言語翻訳

神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際部と連携して、市政情報についての多言語翻訳やネイティブチェックを行った。

（主な例）

- ・ごみの分別表
- ・就学通知書
- ・こどもの生活状況実態調査
- ・就学时健康診断
- ・PCR検査の案内
- ・接種券送付チラシ
- ・ワクチン予約マニュアル

④災害時通訳翻訳ボランティア事業〔登録者：65人 令和4年3月末現在〕

- ・災害時に避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」を対象に、研修を実施した。

○開催日時 令和4年2月19日

○参加者数 13人

- ・その他、近畿地域の地域国際化協会連絡協議会の9協会が災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修に参加した。

エ. 国際交流ボランティア事業

①日本語文化学習支援事業

外国人市民に対して、日本語・文化サポーターが日本語及び日本文化（華道・書道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民の日本語学習等を支援した。

○登録者数（サポーター） 775人（令和4年3月末現在）

○活動実績 62組（令和4年3月時点）

（2）地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない外国人市民に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

ア. 官民連携による総合的な日本語教育体制

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを配置するとともに、外国人コミュニティ団体、日本語教室、日本語学校、大学、技能実習生受入団体、兵庫県国際交流協会、神戸市教育委員会、神戸市関係機関の関係者からなる総合調整会議を設置・開催し、日本語教育に関する意見交換を行った。

○開催日時 令和3年8月9日、令和4年2月22日

イ. 初級日本語クラスの開催

対面又はオンラインにより、初級日本語クラスを開催し、529人が受講した。

①対面

（移転前）

	5月クラス	7月クラス
期間	令和3年5月12日 ～令和3年7月2日	令和3年7月7日 ～令和3年9月1日
レベル	あいうえお、 初級1、2、3	あいうえお、 初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回、 あいうえおは全20回）	2時間/回（全23回、 あいうえおは全20回）
人数	32人	36人

(移転後)

[新長田]

	10月クラス	2月クラス
期間	令和3年10月26日 ～令和4年1月20日	令和4年1月25日 ～令和4年3月31日
レベル	初級2、3	初級2、3
時間	2時間/回(全23回)	2時間/回(全19回)
人数	9人	3人

[三宮]

	10月クラス	12月クラス	2月クラス
期間	令和3年10月6日 ～令和3年11月29日	令和3年12月1日 ～令和4年1月31日	令和4年2月2日 ～令和4年3月30日
レベル	あいうえお、 初級1、2、3	あいうえお、 初級1、2、3	あいうえお、 初級1、2、3
時間	2時間/回(全23回、 あいうえおは全20回)	2時間/回(全23回、あ いうえおは全15回)	2時間/回(全22回、 あいうえおは全15回)
人数	27人	30人	31人

[御影]

	10月クラス	2月クラス
期間	令和3年10月12日 ～令和4年1月11日	令和4年1月25日 ～令和4年3月31日
レベル	初級1、2、3、 読み書き	初級1、2、3、 読み書き
時間	2時間/回(全23回、 読み書きは全10回)	2時間/回(全22回、 読み書きは全9回)
人数	11人	7人

②オンライン

	5月クラス	7月クラス
期間	令和3年5月12日 ～令和3年7月2日	令和3年7月7日 ～令和3年9月1日
レベル	初級1、2、3	初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回）	2時間/回（全19回）
人数	73人	81人

	10月クラス	12月クラス	2月クラス
期間	令和3年10月6日 ～令和3年11月29日	令和3年12月1日 ～令和4年1月31日	令和4年2月2日 ～令和4年3月30日
レベル	初級1、2、3	初級1、2、3	初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）
人数	75人	59人	55人

ウ. 市内日本語教室のネットワーク化

- ・市内日本語教室訪問（4教室）
- ・日本語教室連絡会議の開催
 - 開催日時 第1回 令和3年7月16日（参加者数 11団体 15人）
 - 第2回 令和4年3月29日（参加者数 7団体 11人）

エ. 日本語教育人材に対する研修

- ・日本語ボランティアのためのブラッシュアップ講座
 - 実施内容 8月「コミュニケーションってなに？」（全4回）
 - 12月「学校からのお便りをやさしい日本語にしよう！」（全4回）
- ・地域日本語教室コーディネーター研修
 - 開催期間 8～9月（全4回）

オ. 日本語教室の開催支援

外国人市民の利便を図るため、民間の国際協力・国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行っている。令和3年度は、国の補助制度を活用して、5団体に助成を行った。

カ. 地域型メルマガ配信

日本語教室のボランティアやK I C C登録講師などに日本語ボランティア養成の一環として、地域日本語教育に関する内容を配信した。[2回配信（4月、12月）]

(3) K I C Cの拠点を活用した外国人市民支援・国際交流事業

ア. 大学との連携事業

神戸市外国語大学との連携協力に関する協定の締結（平成24年4月）に加え、令和3年8月に、神戸常盤大学と包括連携協定を締結し、外国人住民の健康の向上に資する活動等について連携協力を行った。

また、同年8月に日本経済大学三宮キャンパスと連携に関する確認書を締結し、留学生による国際交流イベントや教職員によるキャリアサポート事業等、多文化共生・国際交流事業への企画・実施について連携協力を行った。

さらに、その他大学とも連携し、各種イベントを実施した。

(主な実施事業)

- ・ 在住外国人向け健康相談
- ・ 国際交流イベント（フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ネパールなど）
- ・ キャリアサポート事業（起業支援、進学・就職相談）

イ. 外国人支援団体等との連携事業

多文化共生について理解を深める機会の創出や、参加者同士による国際交流を促進するため、多文化共生・国際交流を実施する関係団体等と連携し、各種イベントを開催した。

(主な実施事業)

- ・ ランタンづくりワークショップ
- ・ 各国民族衣装の展示
- ・ 神戸コミュニティフォーラム
- ・ フランス文化の紹介、フランス語体験講座

ウ. その他事業

多文化共生や国際交流の機会を創出するため、外国語（英語・中国語・韓国語）によるおしゃべりイベントやK I C C市民講座・J I C A出前講座を実施した。

(4) ふたば国際プラザ運営

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」を基本理念に各事業を実施した。

- 所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号
- 開館時間 水・木・金・土 10:00～20:30 火・日・祝 10:00～17:00
月曜日及び年末年始(12月28日～1月5日)は休館
(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日に休館)

ア. 外国人住民生活ガイダンス事業

在住外国人が安心して生活できるよう、生活上必要な情報についてガイダンスを行った。また、来館が難しい方に対してはオンラインにより、情報提供を行った。

- 実施内容 子どもの学校生活のためにおぼえたい50のことは
新型コロナウイルスワクチン予約と接種の流れ
警報と注意報
プラスチックのリサイクル(ごみの分別)
- 参加者数 66人(計6回開催)

イ. 交流・相互理解事業

多様な文化的背景をもつ住民の相互理解を促進し、暮らしやすい地域社会の実現のため、交流・相互理解事業を実施した。

- 実施内容 新長田フィールドワーク、世界のあそび体験、多文化おぼけやしき、理解講座～世界の食文化～、日本のお正月体験(たこあげ)、ええとこながた～多文化をたのしもう～
- 参加者数 2,018人(計6回開催)

ウ. 交流スペース(日本語学習スペース・会議スペース)の提供

フリーWi-Fiや充実した会議設備を活かし、地域ボランティアグループや個人の言語学習、研修、外国人支援、国際交流事業の打ち合わせなど、多様な用途にあわせて会議スペースや多目的活動スペースを提供した。

- 利用実績 27団体(登録団体数)、367回

エ. ヒューマン・シネマ上映会

在住外国人の出身国・ルーツや文化を扱った世界各国の映画を上映した。

○参加者数 148 人（計 10 回開催）

オ. 児童国際理解講座

外国人講師を児童館へ派遣し、多様な国・地域の文化について紹介を行った。

○派遣実績 23 か所

カ. 人材育成事業

「日本語ボランティア養成講座」を通じて、日本語学習支援を行う体制づくりに取り組んだ。また、「多文化ひろめ隊養成講座」として、児童館の子どもに文化紹介を行う上での日本語表現や発表手法を学ぶための研修を行った。

○参加者数 日本語ボランティア養成講座 124 人（計 8 回開催）

多文化ひろめ隊養成講座 41 人（計 3 回開催）

（5）国際化推進事業助成

地域の国際化を推進するため、民間団体が主催し、市内で実施する国際協力・国際交流事業や外国人の日常生活を支援する事業等に対して、対象事業費の2分の1以下、10万円以内の助成を行った。

また、これら団体が実施する事業に対する共催や後援名義の使用許可を行った。

○助成実績 4 団体

【新型コロナウイルス感染症対策に関する事業】

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮している市内外国人留学生等の支援を目的として各種事業を実施した。

(1) 外国人留学生等支援事業助成

困窮外国人留学生等に対して日常生活を支援する市内外国人支援団体を対象に、20万円を上限として助成を行った。

○助成実績 4団体

【留学生支援事業】

神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解の促進を図った。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市内の大学に在籍する外国からの私費留学生より30人を選考した。

○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

○支給額 月額8万円

○支給方法 奨学金は篤志者からの寄付金等からなる基金を原資に神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給。

○支給者数 30人

(令和3年度支給者内訳)

・大学別

大学名	人数	大学名	人数
神戸大学	19人	関西国際大学	1人
日本経済大学神戸三宮キャンパス	4人	甲南大学	1人
神戸情報大学院大学	2人	神戸国際大学	1人
流通科学大学	2人		

▶出身国別

国・地域名	人数	国・地域名	人数
中国	17人	タンザニア	1人
ベトナム	5人	ドイツ	1人
スリランカ	2人	ネパール	1人
インドネシア	1人	バングラデシュ	1人
スペイン	1人		

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

奨学生が自国文化を市民に紹介する「留学生との異文化交流サロン」を4回開催した（対面及びオンラインにて開催）。

- 第1回 開催日：令和3年8月28日 参加者：57人
発表者：中国（2人）、スリランカ、インドネシア出身の奨学生
- 第2回 開催日：令和3年10月23日 参加者：53人
発表者：中国、ベトナム（2人）、スペイン出身の奨学生
- 第3回 開催日：令和3年11月21日 参加者51人
発表者：中国（2人）、ドイツ、ベトナム出身の奨学生
- 第4回 開催日：令和4年1月15日 参加者：51人
発表者：中国（2人）、スリランカ、ネパール出身の奨学生

②奨学生送別会・同窓会の運営

奨学生の結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深めてもらうため、第6回送別会を開催した（同窓会は中止）。また、奨学生の会報紙等を作成した。

- 開催日時 令和4年2月20日
- 参加者数 26人

③留学生による神戸市情報の発信

奨学生がインスタグラムなどのSNSを活用し、神戸のおすすめの場所等の情報発信を行った。

(2) 文化施設見学の支援

神戸市内の留学生を対象に、公立及び民間の文化・社会教育施設等（37施設）と連携し、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行した。

○発行実績 6,499枚

(3) 就職活動の支援

ア. 「外国人のための合同企業説明会」開催

神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」をオンラインで開催した。

○開催日時 令和3年6月23日・24日

○参加者数 834人（企業25社）

イ. 「神戸医療産業都市×留学生セミナー」開催

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構との共催により、神戸医療産業都市や進出企業、研究開発分野を紹介するイベントをオンラインで開催した。

○開催日時 令和4年2月16日

○参加者数 20人

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等の研修など、国際協力の事業を行った。

(1) カンボジア王国における教育人材育成支援事業

神戸市外国語大学及び神戸市・神戸市教育委員会と連携したカンボジア王国コンポントム州小学校教員養成校（PTTC）における教員の学生指導力向上支援事業について、国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業としての展開に向け、PTTC とオンライン会議を行い、本格実施に向けた調整を行った。

(2) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

JICAが実施する技術協力事業として行われる研修員受入事業を受託し、学術機関等の協力を得て実施した。防災分野を中心として、研修参加国に神戸市の持つノウハウ等を提供し、国際協力に貢献した。

ア. コミュニティ防災研修

自然災害多発国において、住民主体の自主防災組織の設立や地域防災活動を推進する中央政府・地方政府の行政官を対象に、平成7年の阪神・淡路大震災の経験や反省を踏まえて始まった神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の実例を学び、実践するための研修を神戸市消防局等の協力を得てオンラインにて実施した。

○研修期間 令和3年10月21日～令和3年11月26日

○参加者数 14人（10か国）※オブザーバー含む

国・地域名	人数	国・地域名	人数
ミャンマー	3人	ネパール	1人
アルメニア	2人	バヌアツ	1人
カメルーン	2人	ミクロネシア	1人
スリランカ	1人	モーリシャス	1人
セルビア	1人	モンゴル	1人

イ. 災害に強いまちづくり戦略研修

世界各地の災害多発国において防災業務及び防災計画策定に携わる行政官を対象

に、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった自然災害に強いまちづくりの要素を理解し、それを実現するための実践的な取り組み、手法等を教授する研修をオンラインにて実施した。

○研修期間 令和4年1月11日～令和4年2月10日

○参加者数 6人（5か国）

国・地域名	人数	国・地域名	人数
ベリーズ	2人	マーシャル	1人
ネパール	1人	モザンビーク	1人
パプアニューギニア	1人		

ウ. 中南米総合防災行政研修

中南米地域の地方防災計画の策定を推進する立場にある行政官を対象とし、日本の経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有し、参加者が自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、修了後に自国において地方防災計画を策定するための支援を目的とした研修をオンラインで実施した。

○研修期間 令和3年7月9日～令和3年8月18日

○参加者数 28人（11か国）※オブザーバー含む

国・地域名	人数	国・地域名	人数
コロンビア	4人	チリ	2人
ペルー	4人	ドミニカ	2人
メキシコ	4人	パナマ	2人
ニカラグア	3人	ボリビア	2人
グアテマラ	2人	ホンジュラス	1人
コスタリカ	2人		

【海外事務所の運営事業】

天津及び上海の各海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

ア. 友好都市交流事業

- ・天津市外事弁公室が実施する在津外国人を対象とした「身近な国際社会」イベント、フェニックステレビの取材など、天津市との友好交流事業に参加して神戸市をPRし、経済・教育・港湾・医療分野等での友好交流事業の連絡調整を行った。
- ・天津アーバンガバナンス国際フォーラム及び第5回世界智能大会に市長がオンラインで参加し、神戸市の紹介及びPRを行った。また、世界智能大会では、神戸天津の友好交流の歴史や六甲山上スマートシティ構想に関する展示を行った。

○開催日時 令和3年5月19日（天津アーバンガバナンス国際フォーラム）
令和3年5月20日～23日（第5回世界智能大会）

- ・中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との、ジャイアントパンダ返還に係る連絡調整及びジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続についての要望活動に係る連絡調整を行った。

イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ・南京市経済貿易協力ビジネスマッチングミーティングにおいて、海外進出に興味を持つ中国企業に対して、神戸市のビジネス環境について紹介した。

○開催日時 令和3年10月11日

- ・国際産業フロンティアメッセにおいて、天津市のビジネス環境を紹介する「神戸市天津市友好都市セミナー」の開催に係る連絡調整を行った。

○開催日時 令和3年9月2日・3日

- ・神戸への進出又は神戸の企業とのマッチングを希望する中国企業、あるいは中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを行った。

ウ. 国際医療交流及び経済交流の推進

- ・国際医療交流の推進のため、中国での医療シンポジウム等のイベント開催や、天津医科大学及び神戸大学医学部との医療交流の推進に係る連絡調整を行った。

- ・大連市との医薬・医療、水素エネルギー、港湾、空港4分野の連携協力に係る連絡調整を行った。

○MOU 調印日 令和3年7月6日

- ・中国のスタートアップが集積する深圳市の主催する世界イノベーション都市連携組織における神戸市側の窓口を務め、中国で開催されたイベントへの参加や深圳企業の訪問を行うなど、経済交流の推進を図った。

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・天津伊勢丹で開催されたジャパンプランドに参加し、上海事務所が作成した360度VR体験動画や灘五郷の日本酒試飲による神戸の観光物産PRを行った。

○開催日時 令和4年3月12日・13日

- ・世界智能大会などの展示会のほか、各種イベント・企業訪問等の機会に神戸の観光に関するPRを行った。

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- ・「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部の運営支援及び神戸ゆかりの留学生を通じた神戸の情報発信の推進を行った。

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成18年開設）

ア. 都市間交流促進事業

- ・上海市外事弁公室主催の市内視察・意見交換会に複数回参加した。また、中国における中日地方発展協力モデル区都市（蘇州市・成都市）との交流事業にも参加した。蘇州市では、長江デルタエリアの市政府が連携して組織する「長江デルタ中日地方友好協力連盟」が10月に発足し、当事務所も参画した。

○開催日時 令和3年9月29日（2021 成都対日開放協力懇談会）

令和3年10月18日（中日地方協力フォーラム）

イ. 船社、貨物、客船の誘致

- ・貨物船の新規航路1航路を新たに開設した。
- ・クルーズ誘致に向けて、360度VR体験動画を制作し、クルーズで味わえる神戸の観光の魅力をPRした。

ウ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ・上海進出日系企業への訪問、神戸港のインセンティブ制度などの情報提供を行ったほか、百貨店関係者等への神戸商品のPRを実施した。
- ・神戸への進出又は神戸の企業とのマッチングを希望する中国企業、あるいは中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを行った。

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・「上海環球金融中心」での夏祭りに出展し、観光PRを実施したほか、「ジャパンブランド」広州、天津では360度VR体験動画を活用した都市プロモーション及び灘の酒のPRを実施した。

○開催日時 令和3年7月22日・28日（夏日祭市集）

令和4年2月26日・27日（第2回広東ジャパンブランドフェア）

令和4年3月12日（天津ジャパンブランドフェア）

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- ・上海を中心とした中国国内の物流動向の情報収集を実施した。
- ・「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部のイベント開催支援及び上海支部への情報提供を行った。

○開催日時 令和4年1月15日

2 事業別収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	275,686,032	公益目的事業会計	276,336,248
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	224,434,813	国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出 事業費支出 特定資産取得支出 敷金・保証金支出	225,085,029 164,304,382 60,570,647 210,000
海外事務所運営事業収入	51,251,219	海外事務所運営事業支出 事業費支出 敷金・保証金支出	51,251,219 51,176,757 74,462
法人会計	24,273,155	法人会計	20,908,873
管理収入	24,273,155	管理支出 特定資産取得支出 固定資産取得支出 敷金・保証金支出	19,972,069 582,504 344,300 10,000
当期収入合計 (A)	299,959,187	当期支出合計 (D)	297,245,121
前期繰越収支差額 (B)	4,397,422	当期収支差額 (A) - (D)	2,714,066
収入合計 (A) + (B) = (C)	304,356,609	次期繰越収支差額 (C) - (D)	7,111,488

3 正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	11,073,197	
受取補助金等	214,827,626	
受取寄附金	7,922,022	
雑収益	94,575	
引当金戻入額	280,281	
経常収益計		236,131,701
(2) 経常費用		
事業費	219,209,101	
管理費	20,810,092	
経常費用計		240,019,193
当期経常増減額		△ 3,887,492
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益計		0
(2) 経常外費用	1,131,126	
経常外費用計		1,131,126
当期経常外増減額		△ 1,131,126
税引前当期一般正味財産増減額		△ 5,018,618
法人税、住民税及び事業税		0
当期一般正味財産増減額		△ 5,018,618
一般正味財産期首残高		26,627,161
一般正味財産期末残高		21,608,543
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	59,477,675	
受取寄附金	0	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 12,906,566	
当期指定正味財産増減額		48,505,109
指定正味財産期首残高		321,945,469
指定正味財産期末残高		370,450,578
当期正味財産増減額		43,486,491
正味財産期首残高		348,572,630
III 正味財産期末残高		392,059,121

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 271,254 千円

(2) 受託料 281 千円

4 貸借対照表

(令和4年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	35,132,170	未払金	28,999,445
未収金	79,305	未払法人税等	0
前払金	1,192,742	前受金	0
流動資産合計	36,404,217	預り金	293,284
2. 固定資産		仮受金	0
(1) 基本財産		賞与引当金	2,795,061
投資有価証券	299,980,767	流動負債合計	32,087,790
基本財産引当預金	19,233	2. 固定負債	
基本財産合計	300,000,000	退職給付引当金	4,711,231
(2) 特定資産		固定負債合計	4,711,231
建物附属設備	56,266,859	負債合計	36,799,021
什器備品	2,749,098		
退職給付引当資産	4,711,231	III 正味財産の部	
減価償却引当資産	5,055,219	1. 指定正味財産	
修繕積立資産	0	受取補助金	61,606,697
財政調整積立資産	10,000,000	寄附金	308,843,881
アジア国際協力積立資産	5,765,903	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
国際交流積立資産	3,077,978	(うち特定資産への充当額)	(70,450,578)
ソフトウェア	2,590,740	指定正味財産合計	370,450,578
特定資産合計	90,217,028		
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	
建物附属設備	0	一般正味財産	21,608,543
什器備品	2,016,897	(うち基本財産への充当額)	(0)
保証金	220,000	(うち特定資産への充当額)	(15,055,219)
その他固定資産合計	2,236,897	一般正味財産合計	21,608,543
固定資産合計	392,453,925	正味財産合計	392,059,121
資産合計	428,858,142	負債及び正味財産合計	428,858,142

5 財産目録

(令和4年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	35,132,170	未払金	28,999,445
現金手許有高	98,096	神戸市補助金返還 他	
普通預金	35,034,074	預り金	293,284
未収金	79,305	所得税預り金	
JICA受託収益等		賞与引当金	2,795,061
前払金	1,192,742	流動負債合計	32,087,790
海外旅行総合保険等		固定負債	
流動資産合計	36,404,217	退職給付引当金	4,711,231
固定資産		固定負債合計	4,711,231
基本財産		負債合計	36,799,021
投資有価証券	299,980,767	正味財産	392,059,121
兵庫県債 他			
基本財産引当預金	19,233		
三井住友銀行普通預金			
基本財産合計	300,000,000		
特定資産			
減価償却引当資産	5,055,219		
三井住友銀行普通預金			
修繕積立資産	0		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	10,000,000		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	5,765,903		
三井住友銀行普通預金			
国際交流積立資産	3,077,978		
三井住友銀行普通預金			
建物附属設備	56,266,859		
新長田1F交流スペース他			
什器備品	2,749,098		
防犯ゲート、書架			
ソフトウェア	2,590,740		
ボランティア管理システム他			
退職給付引当資産	4,711,231		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	90,217,028		
その他の固定資産			
什器備品	2,016,897		
保証金	220,000		
その他固定資産合計	2,236,897		
固定資産合計	392,453,925		
資産合計	428,858,142		

6 事業別収入明細書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	275,686,032	11,073,197	256,328,757	8,284,078
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入 海外事務所運営事業収入	224,434,813	11,073,197	205,152,000	8,209,616
	51,251,219	0	51,176,757	74,462
法人会計	24,273,155	0	14,926,000	9,347,155
管理収入	24,273,155	0	14,926,000	9,347,155
合 計	299,959,187	11,073,197	271,254,757	17,631,233

7 事業別支出明細書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	276,336,248	49,542,019	165,939,120	60,855,109
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	225,085,029	49,542,019	114,762,363	60,780,647
事業費支出	164,304,382	49,542,019	114,762,363	0
特定資産取得支出	60,570,647	0	0	60,570,647
敷金・保証金支出	210,000	0	0	210,000
海外事務所運営事業支出	51,251,219	0	51,176,757	74,462
事業費支出	51,176,757	0	51,176,757	0
敷金・保証金支出	74,462	0	0	74,462
法人会計	20,908,873	6,173,096	13,798,973	936,804
管理支出	19,972,069	6,173,096	13,798,973	0
特定資産取得支出	582,504	0	0	582,504
固定資産取得支出	344,300	0	0	344,300
敷金・保証金支出	10,000	0	0	10,000
法人税等支出	0	0	0	0
合 計	297,245,121	55,715,115	179,738,093	61,791,913

8 収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,925,000	
事業収入	11,073,197	
補助金等収入	271,254,757	
寄付金収入	0	
雑収入	94,575	
事業活動収入計		284,347,529
2. 事業活動支出		
事業費支出	215,481,139	
管理費支出	19,972,069	
法人税等	0	
事業活動支出計		235,453,208
事業活動収支差額		48,894,321
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
基本財産引当預金取崩収入	9,000	
退職給付引当資産取崩収入	255,619	
減価償却引当資産取崩収入	5,345,555	
修繕積立資産取崩収入	2,000,000	
アジア国際協力積立資産取崩収入	7,922,022	
敷金・保証金戻り収入	79,462	
投資活動収入計		15,611,658
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	61,153,151	
固定資産取得支出	344,300	
敷金・保証金支出	294,462	
投資活動支出計		61,791,913
投資活動収支差額		△ 46,180,255
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		4,397,422
次期繰越収支差額		7,111,488

(参考) R元～R3財務状況

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	2年 →3年増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	1,544	▲ 313	▲ 3,887	▲ 3,574
		経常収益	254,506	223,861	236,132	12,271
		うち公益	228,721	197,912	219,209	21,297
		うち公益以外	25,785	25,949	16,923	▲ 9,026
		経常費用	252,962	224,174	240,019	15,845
		うち事業費(公益)	228,721	198,086	219,209	21,123
		うち事業費(公益以外)	8,928	9,591	0	▲ 9,591
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	15,313	16,497	20,810	4,313
		評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額	0	0	▲ 1,131	▲ 1,131
		経常外収益	0	1	0	▲ 1
		経常外費用	0	1	1,131	1,130
		法人税、住民税及び事業税	135	102	0	▲ 102
	当期一般正味財産増減額	1,409	▲ 415	▲ 5,018	▲ 4,603	
	一般正味財産期首残高	25,633	27,042	26,627	▲ 415	
	一般正味財産期末残高	27,042	26,627	21,609	▲ 5,018	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	12,662	15	48,505	48,490
		指定正味財産増加額	17,135	2,849	61,412	58,563
		指定正味財産減少額	4,473	2,834	12,907	10,073
うち一般正味財産への振替額		▲ 4,473	▲ 2,834	▲ 12,907	▲ 10,073	
指定正味財産期首残高		309,268	321,930	321,945	15	
指定正味財産期末残高		321,930	321,945	370,451	48,506	
正味財産期首残高	334,901	348,972	348,572	▲ 400		
当期正味財産増減	14,071	▲ 400	43,487	43,887		
正味財産期末残高	348,972	348,572	392,059	43,487		
貸借対照表(B/S)	資産合計	390,805	404,636	428,858	24,222	
	流動資産	40,841	53,566	36,404	▲ 17,162	
	固定資産	349,964	351,070	392,454	41,384	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	41,833	56,064	36,799	▲ 19,265	
	流動負債	38,334	52,027	32,088	▲ 19,939	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	3,499	4,037	4,711	674	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	348,972	348,572	392,059	43,487	
指定正味財産	321,930	321,945	370,450	48,505		
一般正味財産	27,042	26,627	21,609	▲ 5,018		

V 令和4年度事業計画

1 事業計画

神戸市が平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び当財団が平成30年3月に策定した「中期経営計画」に基づき、①市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、②留学生支援事業、③開発途上国に対する国際協力事業及び④海外事務所の運営事業を重点に事業を推進し、神戸の更なる国際都市としての発展や、国際社会の平和と発展に寄与するよう努める。

令和4年度は、新たに整備した新長田・三宮・御影の拠点等を活用しながら、外国人市民の更なる支援に取り組んでいく。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施する。

(1) 情報提供・相談など総合窓口の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う。

ア. 情報提供・案内事業

①ホームページにおける多言語情報の発信

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供する。

②図書コーナー・情報提供コーナー

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍、海外の新聞・雑誌や自由に閲覧できる図書コーナー及び行政情報等の提供コーナーを運営する。

③メールマガジンの配信

K I C C 日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

イ. 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

①窓口及び電話等による情報提供

外国人市民等からの様々な問い合わせに対して、生活情報の提供を行う。

②生活相談

窓口及び電話等で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

○対応言語 11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

○多言語相談曜日

相談言語	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は9:00から対応）

③専門相談

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施する。

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

・大阪出入国在留管理局神戸支局員による出入国・在留手続等に関する専門相談を

実施する。

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

④外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で外国人市民相談を行っている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を年に4回開催し、専門家による研修を実施するとともに、参加者同士の意見交換を行う。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業

区役所職員等からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区職員・相談者・K I C C職員による三者通話）を実施する。

○対応言語 10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピノ語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

②同行通訳事業

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施する。

○対応言語 10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピノ語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

③行政情報の多言語翻訳

神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際部と連携して、市政情報についての多言語翻訳やネイティブチェックを行う。

④災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会連絡協議会の9団体で災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

エ. 国際交流ボランティア事業

①日本語文化学習支援事業

外国人市民に対して、日本語・文化サポーターが日本語及び日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民への日本語等の学習機会の提供、及び市民レベルでの国際交流を促進する。

オ. ウクライナ避難民支援

市内に避難されたウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置や、通訳者の配置のほか、生活に必要な情報のウクライナ語への翻訳等を行う。

また、日本語教室の開催による日本語学習支援を行うとともに、ウクライナ避難民支援ネットワークの事務局を設置し、行政機関や外国人支援団体等と連携した支援を実施する。

(2) 地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない外国人市民に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、地域日本語教育コーディネーターを配置し、地域や外国人の特性等に対応した日本語学習機会の提供や、地域内の日本語教室との連携・助言等を行い、地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う。

ア. 初級日本語クラス（オンラインクラスを含む）について、3拠点（新長田・三宮・御影）で開催する。

また、夜間中学と連携した夜間クラス、企業への日本語教師の派遣などを実施する。

イ. 地域の日本語教室の訪問、同教室連絡会議の開催、日本語教室への助成を通じて地域日本語教室との連携・支援を図る。

ウ. 日本語教室およびボランティアのための相談業務、ボランティア養成講座、ボランティアのための研修会等を実施し、日本語教育人材育成のための取り組み

を行う。

(3) K I C Cの拠点を活用した外国人市民支援・国際交流事業

外国人コミュニティ、多文化共生・国際交流を実施するNPOや大学、地域日本語教室などと連携して、外国人市民を支援する事業や国際交流事業を行う。

また、多文化共生コーディネーターを配置し、外国人支援ネットワークの強化や、国際交流の機会の創出などに取り組む。

(4) ふたば国際プラザ運営事業

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢などの区別なく、市民が集い利用できる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」として、ふたば国際プラザ（長田区ふたば学舎内）を運営する。

また、ふたば国際プラザと連携・協力をしながら、外国人からの相談や地域の活性化に取り組む。

ア. 入国後間もない外国人を対象とした生活ガイダンスなど外国人市民に対する支援

イ. 日本人と外国人がともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのための日本人と外国人との交流の推進

ウ. 外国人市民への支援人材の育成など

(5) 地域国際化推進事業助成

民間団体が実施する国際協力・国際交流事業や、外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行う。

【留学生支援事業】

神戸市留学生奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップや市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

また、大学等と連携したイベント等を通じて、留学生が交流を深める場を提供する。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より 30 人を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナー等を開催する。

②奨学生送別会・同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB・OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深め、神戸との人的ネットワークの形成を図るため、送別会を開催するとともに、引き続き同窓会と連携・協力していく。

③奨学生による神戸市情報の発信

奨学生がインスタグラムなどの SNS を活用し、神戸のおすすめの場所等の情報発信を行う。

(2) 文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行する。

(3) 就職活動の支援

市内企業と留学生とのマッチングを目的として、神戸市海外ビジネスセンターと連携して実施する外国人のための合同企業説明会等に、日本企業への就職を希望する奨学生等の参加を呼びかけ、地元企業への就職を促す。また、留学生に対する面談や個別指導を行うとともに、大学のキャリアサポートセンターを始め、留学生の就職に係る関係団体との連携強化を図る。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等の研修など、国際協力の事業を行う。

（１）国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）

神戸市外国語大学及び神戸市・神戸市教育委員会と連携して、カンボジア王国コンポントム州小学校教員養成校（PTTC）における、教員の学生指導力向上支援事業を展開する。

（２）JICA国内研修受託事業

①災害に強いまちづくり戦略研修

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった、自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み・手法等を学ぶ研修を実施する。

【海外事務所の運営事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施する。

（１）神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

ア．友好都市交流事業

天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業や友好都市締結 50 周年記念事業（2023 年）に向けた連絡調整を行う。また、ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府や政府関係機関との連絡調整を行う。

イ．神戸進出誘致、中国進出サポート等の経済交流の推進

天津市主催の世界智能大会等、中国地方政府が開催するイベントへ参加し、ジェトロ対日投資セミナーへの出展等による神戸への企業進出に関する情報発信を行う。また、神戸市が加盟する深圳世界イノベーション都市連携組織に関する連絡調整及びスマートシティやスタートアップ等の分野での交流を促進する。ビジネスコーディネーターと連携した中国企業の神戸への企業誘致、地元企業の進出サポート、オンラインでの企業間交流の促進などを行う。

ウ. 国際医療交流及び医療関連企業の神戸進出誘致等の推進

国際医療交流の推進のため、中国での医療シンポジウム等のイベント開催や、天津医科大学及び神戸大学医学部との医療交流の推進に係る連絡調整を行う。また、中国の医療関連企業に対する医療産業都市への進出誘致や投資誘致等、経済的な側面における交流を推進する。

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

市内百貨店の物産展等における神戸物産の PR、越境 EC を活用した物品の販売支援、看護分野における大学間連携を行う。また、神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事の発信など、神戸の観光情報発信のプロモーション支援を行う。

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部及び神戸ゆかりの留学生を通じた神戸の情報発信を推進する。また、スマートシティなど市政の重要政策に係る現地情報収集を行う。

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

ア. 都市間交流促進事業

中国最大の経済・物流拠点である上海市や中日地方発展協力モデル区都市（蘇州市・成都市）といった交流のある都市等との協力関係の推進を行う。

イ. 船社、貨物、客船の誘致

船社やクルーズ船社等との交流・情報交換を通じたポートセールスを実施し、貨物船及びクルーズ船の神戸港への誘致を行う。

ウ. 神戸進出誘致、中国進出サポート等の経済交流の推進

上海進出日系企業へ訪問し、神戸港のインセンティブ制度などの情報提供を行う。また、セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR を行う。

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

各種展示会へ参加し、神戸の地元企業等とともに神戸パールの PR を行う。また、神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を発信する。ジャパンプランドなど

現地商業施設で開催される日本 PR イベントへの出展や、上海市内の百貨店における神戸物産の PR を行う。

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

上海を中心とした中国国内の物流動向の調査を行う。また、市政の重要政策に係る現地情報収集を行う。そのほか、上海及び近郊都市で開催される会議及び視察受入れにかかる現地政府との連絡・調整や上海で活躍する奨学生（菅原奨学金）OB・OG会、「コウベ・インターナショナル・クラブ上海支部」を通じた神戸の情報発信を推進する。

2 経営改善の取り組み状況

令和3年度に神戸市から団体の設立目的や事業内容、経営状況を踏まえ、市民への還元や市の施策を実現するために、必要な方向性や目標となるミッションが提示された。

このミッションを踏まえて、市民国際交流の促進、多文化共生事業の推進などに取り組む等により、神戸市政へ貢献していく。

【主な取り組み状況】

(1) 組織体制の見直し

令和4年度に総務部運営課と事業部事業課を統合し、事業部事業課に再編する組織改正を行い、新たに整備した新長田・三宮・御影の拠点を活用しながら、外国人市民の更なる支援に取り組んでいる。

(2) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業の見直し

JICA が実施する研修員受入事業のうち、事業の目的や効果の観点から、令和4年度に見直しを行った。

(3) ICTの活用

職員の働き方改革の観点から、グループウェアを導入し、職員間の情報共有の活性化を図っている。また、内部事務に関するワークフローの電子化を行い、事務処理の効率化を推進している。引き続き、事務の電子化を進め、事務効率の向上に取り組んでいく。

(参考) 神戸市から提示されたミッション

■中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針2025期間中のミッション）

ミッション①	「地域国際化事業の重点化」・「互恵的な国際協力の推進」
ミッション②	「地域国際化事業の重点化」・「互恵的な国際協力の推進」に対応できる組織体制への見直し
ミッション③	企業や民間団体との協働の推進

■短期的なミッション（令和4年度のミッション）

ミッション①	3拠点の機能分担・効率的な事業実施の検討
ミッション②	民間団体との連携による持続可能な日本語学習支援事業体制の構築
ミッション③	国際協力機構（JICA）国内研修受託事業の見直し
ミッション④	留学生支援の充実

3 事業別予定収支計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	249,375,600	公益目的事業会計	252,319,000
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	190,852,600	国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	193,796,000
海外事務所運営事業収入	58,523,000	海外事務所運営事業支出	58,523,000
法人会計	16,963,000	法人会計	15,442,000
管理収入	16,963,000	管理支出	15,442,000
当期収入合計 (A)	266,338,600	当期支出合計 (D)	267,761,000
前期繰越収支差額 (B)	7,111,488	当期収支差額 (A) - (D)	△ 1,422,400
収入合計 (A) + (B) = (C)	273,450,088	次期繰越収支差額 (C) - (D)	5,689,088

4 予定正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	32,890,600	
受取補助金等	231,514,000	
雑収益	0	
経常収益計		266,338,600
(2) 経常費用		
事業費	252,319,000	
管理費	15,442,000	
経常費用計		267,761,000
当期経常増減額		△ 1,422,400
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		△ 1,422,400
一般正味財産期首残高		21,608,543
一般正味財産期末残高		20,186,143
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	0	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 4,826,000	
当期指定正味財産増減額		△ 2,892,000
指定正味財産期首残高		370,450,578
指定正味財産期末残高		367,558,578
当期正味財産増減額		△ 4,314,400
正味財産期首残高		392,059,121
III 正味財産期末残高		387,744,721

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 228,622 千円
- (2) 受託料 302 千円

5 予定貸借対照表

(令和5年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	30,817,740	未払金	28,999,445
未収金	79,305	未払法人税等	0
前払金	1,192,742	前受金	0
流動資産合計	32,089,787	預り金	293,284
2. 固定資産		仮受金	0
(1) 基本財産		賞与引当金	2,795,061
投資有価証券	299,989,767	流動負債合計	32,087,790
基本財産引当預金	10,233	2. 固定負債	
基本財産合計	300,000,000	退職給付引当金	4,711,231
(2) 特定資産		固定負債合計	4,711,231
建物附属設備	54,538,235	負債合計	36,799,021
什器備品	2,312,699		
退職給付引当資産	4,711,231	III 正味財産の部	
減価償却引当資産	8,570,849	1. 指定正味財産	
修繕積立資産	0	受取補助金	58,714,697
財政調整積立資産	10,000,000	寄附金	308,843,881
アジア国際協力積立資産	5,765,903	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
国際交流積立資産	3,077,978	(うち特定資産への充当額)	(67,558,578)
ソフトウェア	1,863,763	指定正味財産合計	367,558,578
特定資産合計	90,840,658		
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	
建物附属設備	0	一般正味財産	20,186,143
什器備品	1,393,297	(うち基本財産への充当額)	(0)
保証金	220,000	(うち特定資産への充当額)	(18,570,849)
その他固定資産合計	1,613,297	一般正味財産合計	20,186,143
固定資産合計	392,453,955	正味財産合計	387,744,721
資産合計	424,543,742	負債及び正味財産合計	424,543,742

6 事業別予定収入明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	249,375,600	32,890,600	216,485,000	0
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入 海外事務所運営事業収入	190,852,600	32,890,600	157,962,000	0
	58,523,000	0	58,523,000	0
法人会計	16,963,000	0	15,029,000	1,934,000
管理収入	16,963,000	0	15,029,000	1,934,000
合 計	266,338,600	32,890,600	231,514,000	1,934,000

7 事業別予定支出明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	252,319,000	68,809,000	183,510,000	0
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出 事業費支出	193,796,000	68,809,000	124,987,000	0
海外事務所運営事業支出	58,523,000	0	58,523,000	0
法人会計	15,442,000	8,528,000	6,914,000	0
管理支出	15,442,000	8,528,000	6,914,000	0
特定資産取得支出	0	0		0
合 計	267,761,000	77,337,000	190,424,000	0

8 収支予算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,934,000	
事業収入	32,890,600	
補助金等収入	231,514,000	
雑収入	0	
事業活動収入計		266,338,600
2. 事業活動支出		
事業費支出	252,319,000	
管理費支出	15,442,000	
事業活動支出計		267,761,000
事業活動収支差額		△ 1,422,400
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	0	
投資活動収入計		0
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	0	
短期貸付金支出	0	
投資活動支出計		0
投資活動収支差額		0
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		7,111,488
次期繰越収支差額		5,689,088

「令和4年度（公財）神戸国際コミュニティセンター事業概要」

令和4年7月

編集：（公財）神戸国際コミュニティセンター